

<報道発表資料>

令和7年10月16日
京都市行財政局市税事務所
納税室収納対策担当

市税の滞納整理強化期間（11・12月の取組）

税負担の公平性と市税収入を確保するため、京都市は滞納市税の徴収に取り組んでいます。
本年11月と12月を「滞納整理強化期間」とし、積極的に取組を進めていきます。

1 期間

令和7年11月1日～12月28日

2 取組内容

昼間や平日に連絡がとれない方に対し、夜間や休日に電話等で、納税のお知らせや納付指導を実施します。また、財産があるにも関わらず納付されない場合は、差押等の滞納処分を行います。

3 お問合せ先

京都市行財政局市税事務所納税室収納対策担当
075-222-4103